

9

9 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針と なるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方
2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針
3. 届出不要の行為

9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

1. 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物が文化財保護法のほか、他法令等により登録・認定・指定されている場合は、当該法令に基づき適正に維持・管理することを基本とする。その他の建造物についても、その価値や特性に基づき適正に維持・管理を行う。

また、歴史的風致形成建造物については、地域の歴史的風致を形成する重要な要素であることから、歴史的風致の維持及び向上のため、積極的な公開・活用が求められる。公開・活用にあたっては、外観の保護・保全のみだけでなく、可能な限り内部も公開されることが望ましいが、民間所有の物件は所有者等の生活に支障がないよう十分な協議を行った上で実施する。

2. 歴史的風致形成建造物の維持管理の方針

① 県指定及び市指定文化財である歴史的風致形成建造物

神奈川県及び横浜市指定文化財については、神奈川県・横浜市の文化財保護条例に基づき、現状変更の許可等による保護が行われている。これらの建造物の維持・管理は、外部及び内部ともに現状保存または、文化財調査に基づく修理を基本とする。

② 登録有形文化財である歴史的風致形成建造物

文化財保護法に基づき、建造物の外観を主対象とした維持・保存を基本とした維持・管理を行う。外観は現状の維持または文化財調査に基づく修理を基本とする。また建造物の内部において歴史上価値の高いものについては、所有者や管理者等との協議の上、保存に努めるものとする。

③ 横浜市認定歴史的建造物である歴史的風致形成建造物

横浜市歴史を生かしたまちづくり要綱に基づき、建造物の外観を主対象とした保全及び活用を基本とする。これらの建造物の維持・管理は、保全活用計画に基づく現状の維持または建造物調査等に基づく復元を基本とし、内部においても歴史的価値が高いものについては、所有者と協議の上、保全及び活用への協力を求めていく。

3. 届出不要の行為

歴史まちづくり法第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号の規定に基づき、届出が不要な行為については、以下の行為とする。

- ① 神奈川県文化財保護条例の規定に基づく県指定有形文化財について、同条例第14条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第15条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。
- ② 横浜市文化財保護条例の規定に基づく市指定有形文化財について、同条例第16条第1項の規定に基づき現状変更の許可を受けて行う行為、もしくは第17条第1項の規定に基づき修理の届出をして行う行為。

- ③ 文化財保護法第 57 条第 1 項の規定に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更の届出をして行う行為。
- ④ 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物で、同法第 22 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑤ 横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例の規定に基づく特定景観形成歴史的建造物について、同条例第 14 条の 4 に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の 6 第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可を受けて行う行為。
- ⑥ 歴史を生かしたまちづくり要綱の規定に基づく横浜市認定歴史的建造物について、同要綱第 12 条に定める保存活用計画に基づき行われる行為、もしくは第 14 条の規定に基づく保存活用計画にかかわる現状変更の届出をして行う行為。

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

横浜市歴史的風致維持向上計画（素案）

令和6（2024）年7月

横浜市都市整備局都市デザイン室

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

TEL: 045-671-2023 FAX: 045-664-4539

編集協力：(株) 山手総合計画研究所

(公財) 横浜市ふるさと歴史財団

概要版デザイン：松岡未来（ヤング荘）

イラスト：あんのようすけ（ヤング荘）